

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 コメント (4/3時点)	内閣府整理 コメント (4/3時点)
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
33	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	医療機器・診断薬の研究開発等に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。補助対象に研究費や高度な臨床研究の倫理審査を行うための人件費を含める。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	文部科学省 産業連携・ 地域支援課	地域イノベーション戦略支援プログラム」公募要領(平成24年2月6日文部科学省科学技術・学術政策局長決定)	A	現行制度で対応できない事項については、制度の検討を行います。	b	本特区では、補助対象に研究費を入れること、及び対象限度額を5億円に拡大することを要望しておりますが、いずれの点においても、御検討いただけると考えよろしいでしょうか。	指定自治体の求める、補助対象の拡大と補助限度額の拡大について引き続き協議を行う。	II
34	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん疾患の臨床試験拠点病院として行う革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	厚生労働省 医政局研究 開発振興課	臨床研究拠点等の整備事業について(平成23年3月30日厚生労働省医政局長通知)	C	臨床研究中核病院の選定にあたっては、公正・公平性の観点から公募によることとしておりますので、ご提案いただいた優先採択等は困難です。	b	特区の目標を達成するには、静岡がんセンターが診断装置等の臨床研究拠点としての機能を有する必要があります。このため、本事業による整備が不可欠であり、優先採択をお願いいたします。なお、平成24年度の公募に、静岡がんセンターが応募する予定であります。	臨床研究中核病院の整備・研究事業の拡大実施と予算措置について、引き続き協議していく。	II
35	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん診断技術開発に必要な研究費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	文部科学省 研究振興局 研究振興戦略官付		B	「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」は、プロジェクトとしての目標を明確に定めて推進している事業であり、すでに公募も終了し、体制が固まっている状況にあります。今後、新規研究課題の公募が行われる場合に、それらの課題に合致した事業を提案していただければ考えます。	b	今後の新規研究課題の公募にあたりましては、新規課題を提案いたしますので、テーマとして取り上げていただけるよう御検討をお願いいたします。	次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラムの拡大実施と予算措置について、引き続き協議していく。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他)		内閣府再整理 (コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I~V I: 実現が可能なもの II: 平成26年度概算要求 等の検討がなされるもの III: 見解の相違から協議 を継続するもの IV: 自治体が再検討又は 取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
33	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	医療機器・診断薬の研究開発等に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。補助対象に研究費や高度な臨床研究の倫理審査を行うための人件費を含める。補助対象限度額の上乗せを認める。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	A	来年度以降に本プログラムの公募を行う場合には、総合特区指定地域の優先採択、対象経費の拡大及び支援上限額の拡充等、各地域の総合特区制度における要望を踏まえ検討します。 なお、地域イノベーション戦略支援プログラムの支援を受けるためには、「地域イノベーション戦略推進地域」に選定されていることが前提となっています。まずは上記地域の選定を受けて頂くための申請をお願いします。	b	補助対象経費の拡大や限度額の引き上げにつきましては、地域からも要望が強いので、引き続き検討をお願いします。	文部科学省から、優先採択、対象経費の拡大及び支援上限額の拡充について、平成26年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することについて、指定自治体が了解しているため協議終了。指定自治体は本プログラムの支援を受けるために、「地域イノベーション戦略推進地域」の指定申請を行うこと。また、文部科学省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	II
34	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん患者の臨床試験拠点病院として行う革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	C	臨床研究中核病院整備事業とは、将来的な位置づけを念頭に、既に臨床研究に一定の実績があり、臨床研究中核病院たるにふさわしい以下の主な機能を備えた病院について、更に集中的なインフラ整備を行うことで、今後の臨床研究の中核を担う病院を創設することを目的としています。 【臨床研究中核病院に必要な主な機能】 I. 臨床研究中核病院に必要な機能を病院管理者等のもと病院全体で確保できること。 II. 出口戦略を見据えた適切な研究計画を企画・立案し、ICH-GGPIに準拠して臨床研究を実施できること。 III. 倫理性、科学性、安全性、信頼性の観点から適切かつ透明性の高い倫理審査ができること。 IV. ICH-GGPIに準拠したデータの信頼性検証を行うことができること。 V. シーズンに関して知的財産の管理や技術移転ができること。 VI. 質の高い多施設共同臨床研究を企画・立案し、他の医療機関と共同で実施できること。また中核病院として、他の医療機関が実施する臨床研究を支援できること。 VII. 関係者への教育、国民・患者への普及、啓発、広報を行えること。 臨床研究中核病院の趣旨を踏まえ、臨床研究中核病院たるにふさわしい病院かどうかは、上記の7つの主な機能を有するかどうかにより選定されるべきものであり、それ以外の観点から優先的な採択を行うことはできかねます。 また、臨床研究の中核病院の選定にあたっては、公正・公平性の観点から、全国から公募した上で、専門家による評価により選定することとしております。 今回の公募については、既に募集を締め切っているものの、応募していただいた病院については、厳正な審査の上、臨床研究中核病院たるにふさわしい病院を選定させていただきます。 なお、臨床研究中核病院整備事業は、来年度も実施する方向で検討しています。今年度の公募で選定されなかった場合には、来年度の公募までに、臨床研究中核病院に必要な主な機能を有するよう整備に努め、来年度の公募に応募していただきたいと考えております。	a	次年度以降の予算措置をよろしくお願いたします。	厚生労働省から、優先採択については公正・公平性の観点から対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。なお、今後も同種の実現に向けて、臨床研究中核病院に必要な機能の整備に努め、来年度の公募に応募すること。	V
35	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん診断技術開発に必要な研究費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	B	申請いただいたものにつきましては他の申請と合わせ、検討いたします。	a	次年度以降の予算措置をよろしくお願いたします。	文部科学省から、優先採択についてはプロジェクトの体制が固まっている状況にあることから対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/9時点)	内閣府整理 I:実現可能なもの II:実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行う III:実現不可能なため、各事 に対して原案の検討を継続 する IV:指定自治体で代替案を 検討(提案内容の見直しを行 うもの)
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
36	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	医療機器の研究開発費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	経済産業省 医療・福祉 機器産業室		B	当室で行っている「課題解決型医療機器等開発事業」は、前年度からの継続テーマに加え、全国的公募及び公平な審査を経て新規テーマを採択する事業である。したがって、本事業に申請をしていたが、公平な審査を経て、採択されれば支援が可能である。なお、本事業とは別枠で開発支援を実施を行うことは、総合特区調査費を活用しないという前提では、対応することは困難である。	b	「課題解決型医療機器等開発事業」と本特区は、医療現場で必要とする医療機器等を開発するというコンセプトが同じであり、特区の目標達成に向けて、本事業の貢献度は高いと考えております。 公募時の提案において、特区で行う意義やメリットを説明いたしますので、採択審査時に加味されることを要望いたします。	指定自治体において、特区で行う意義やメリットを提示し、引き続き協議を行う。	II
37	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん診断技術開発に必要な研究費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	文部科学省 研究振興局 学術研究助 成課		B	科研費は、大学等の研究機関に所属する研究者から応募があった課題について、公平・公正な審査を経て採択課題を決定する「競争的資金」であり、あらかじめ研究分野や対象地域等を特定して支援するような性格の研究費制度ではないため、特区における優先採択制度の取定等には対応することはできませんが、平成24年度以降応募することは可能です。	b	本特区の目標である革新的ながん診断装置等の研究開発を進めるためには、静岡がんセンターで行う研究開発をさらに推進する必要があるため、平成25年度以降引き続き御検討いただければ幸いです。	文部科学省科学研究費補助金の拡大実施と予算措置について、引き続き協議していく。	II
38	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん診断技術開発に必要な研究費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	厚生労働省 健康局総務 課がん対策 推進室		C	「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成22年11月11日科発1111第2号大臣官房厚生科学課長通知)	b	本特区の目標である革新的ながん診断装置等の研究開発を進めるためには、静岡がんセンターで行う研究開発を進める必要があります。今後、本補助金に静岡がんセンターが応募しますので、優先採択していただけるようお願いいたします。	厚生労働省科学研究費補助金の拡大実施と予算措置について、引き続き協議していく。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】: 実現が可能となったもの E: 平成26年度概算要求等の検討がなされるもの F: 見解の相違から協議を一旦終了するもの V: 自治体が再検討又は取り下げるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件・代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
36	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	医療機器の研究開発費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	B	当番で行っている「課題解決型医療機器等開発事業」は、前年度からの継続テーマに加えて、全国的公募及び公平な審査を経て新規テーマを採択する事業である。したがって、本事業に申請していただき、公平な審査を経て、採択されれば支援が可能である。なお、本事業とは別枠を設けて開発支援を確実に行うことは、総合特区調整費を活用しないという前提では、対応することは困難である。	b	医療機関の課題は、大型の医療機器等による解決だけではなく、中小型の医療機器等で解決可能なものもあります。そのような機器等の研究開発に対しては門戸が開かれるよう、対応をお願いします。	経済産業省から、優先採択については公平性の観点から対応が困難であるとの見解が示されたが、協議を踏まえ、指定自治体が既存の「課題解決型医療機器等開発事業」の活用により取組みを実現していくこととしたため協議終了。	V
37	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん診断技術開発に必要な研究費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	B	科研究費は、大学等の研究機関に所属する研究者から応募があった課題について、公平・公正な審査を経て採択課題を決定する「競争的資金」であり、あらかじめ研究分野や対象地域等を特定して支援するような性格の研究費制度ではありません。 静岡県がんセンターから平成24年度分として応募があった課題については、審査を経てその一部が採択されており、今後とも、毎年度の公募の際に積極的に応募いただければと考えています。	a	引き続き、積極的な応募をいたします。	文部科学省から、優先採択については公平・公正の観点から対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V
38	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	がん診断技術開発に必要な研究費に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	C	厚生労働省大臣官房厚生科学課より平成22年11月11日に発出した「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」において、第1編「総括的事項」の「第1章 目的」の「2. 目的」の中で、「研究開発の評価に当たっては、行政施策との連携を促しながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的に開かれた研究開発を推進しつつ、その適正な運営を図ることが必要となる。」と記載されている。したがって、特定の研究開発に対して、優先的に採択を行うことはできない。	a	今後は、制度の目的をより意識した研究開発を提案していきます。	厚生労働省から、優先採択については公平・公正の観点から対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。); B:現行制度で対応可能; C:対応しない; Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/7時点)	内閣府整理 1-1号 1. 実現が可能なもの を、実現に向けた条件、代替 案等の検討を継続して行い ます。実現不可能なため、各事 件に対して詳細の検討を継続 するもの 2. 指定自治体で代替案を 検討し、提案内容の再検討を行 うもの
					担当省庁 担当課	根拠法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
39	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	優れた技術等を有し、それらを海外において広く活用しようとする中小企業等に対し、海外特許出願費用等を補助する。	革新的な診断装置・診断薬の研究開発により創出された知的財産を管理する。 (理由) 知的財産を海外流出を防止、国際的に研究開発をリードすることが可能となる。	文部科学省 産業連携・ 地域支援課		A	現行制度で対応できない事項については、制度の検討を行います。	b	御対応くださいますよう、引き続きご要望いたします。また、今後、どのように検討を進められるか、スケジュールなどをお教え願います。	文部科学省の対応スケジュールを確認し、引き続き協議を行う必要がある。	II
40	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	ものづくり基盤技術の高度化に向けて、医療機器産業のニーズに即応して反映した研究開発から試作までの取組に必要な経費を補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	経済産業省 中小企業庁 創業・技術課		B	戦略的基盤技術高度化支援事業の採択にあたっては、中小ものづくり高度化法に基づき我が国産産業全体に波及効果をもたらすものを全国的な視点で選定する必要があるため、毎年度、厳正な全国審査の上、採択案件を決定している。 特区で行うからこそ困難な事業などが進むなど特区のメリットが考えられる提案があれば、提案書の中で説明していただきたい。	b	本特区による診断装置などの医療機器開発は、基盤となるものづくり技術の高度化が必要不可欠であり、特区の目標達成に向けて、本事業の貢献度は高いと考えております。 公募時の提案において、特区で行う意義やメリットを説明いたしますので、採択審査時に加味されることを要望いたします。	指定自治体において、特区で行う意義やメリットを提示し、引き続き協議を行う。	II
41	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	医療関連製品の実用化開発に関する費用に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 対象期間の延長を認める。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	経済産業省 医療・福祉 機器産業室		B	イノベーション推進事業は、平成24年度は新規採択を行わないため、対応できないが、「課題解決型医療機器等開発事業」に提案をさせていただくことは可能である。 ただし、本事業は前年度からの継続テーマに加えて、全国的な公募及び公平な審査を経て新規テーマを採択する事業である。したがって、本事業に申請をいただき、公平な審査を経て、採択されれば支援が可能である。なお、本事業とは別枠を設けて開発支援を提案を行うことは、総合特区調整費を活用しないという前提では、対応することは困難である。	b	本特区による研究開発には、介護関連機器の研究開発や、民間企業のみによる研究開発を行うことがあるため、「課題解決型医療機器等開発事業」でなく、「イノベーション推進事業」が必要となる事例があります。 このため、平成24年度における募集を行われるよう要望するとともに、公募時の提案において、特区で行う意義やメリットを説明いたしますので、採択審査時に加味されることをお願いいたします。	指定自治体において、提案内容の必要性及び効果について提示し、引き続き協議を行う。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】:実現が可能となったもの II:平成26年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げられるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
39	ふじのくに先端医療総合特区	次世代診断技術開発推進事業	優れた技術等を有し、それを海外に広く活用し、活かす中小企業等に対し、海外特許出願費用を補助する。	革新的な診断装置・診断薬の研究開発により創出された知的財産を管理する。 (理由) 知的財産を海外流出を防ぎ、国際的に研究開発をリードすることが可能となる。	C	「特許化支援制度」は、大学・TLO等(国公立大学、承認TLO、大学共同利用期間、高等専門学校)の研究結果の権利化を推進することを目的とし、大学・TLO等の研究成果に基づく発明を支援対象としており、中小企業は支援対象外であることにご理解をお願いします。なお、大学・TLO等との共同申請であれば、応募いただくことは可能です。(企業等との共済である場合は、大学・TLO等の費用負担のみが対象となります。)	c	「特許化支援制度」の大学・TLO等に特開がんセンター及び特開がんセンター研究所も含まれるよう、再検討をお願いいたします。	IV	
40	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参加支援事業	ものづくり基盤技術の高度化に向けて、医療機器産業のニーズ的に対応した研究開発から試作までの取組に必要な経費を補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	B	厳正な全国審査の上、採択先を決定することとしている。特区で行うメリット等を審査委員の大学教授等の専門家にも分かりやすく具体的に公募の提案書において説明していただきたい。	b	今後、提案に照しては、特区で実施するメリットをわかりやすく説明いたしますので、評価基準の一つに加えていただく等の対応を引き続き検討をお願いいたします。	IV	
41	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参加支援事業	医療関連製品の実用化開発に関する費用に対して補助する。	特区で実施する事業については優先採択制度を設ける。 対象期間の延長を認める。 (理由) 特区で実施する事業の資金が充実することで特区事業が迅速に実施できる。	B	イノベーション推進事業は、平成24年度は新規採択を行わないため、対応できないが、「課題解決型医療機器等開発事業」に提案をしていただくことは可能である。ただし、本事業は前年度からの継続テーマに加えて、全国的な公募及び公平な審査を経て新規テーマを採択する事業である。したがって、本事業に申請をしていただき、公平な審査を経て、採択されれば支援が可能である。なお、本事業とは別枠を設けて開発支援を確実に行うことは、総合特区調整費を活用しないという前提では、対応することは困難である。	b	課題解決型医療課題解決型医療機器等開発事業では、共同体に医療機関の参画が必須となっているため、介護施設等、医療機関以外のニーズに基づく機器等の開発についても門戸が開かれるよう、対応をお願いいたします。	V	

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 1-1号 注: 実現が可能なものは、実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行う。 注: 実現不可能なため、各県に対して原案の検討を継続するもの、指定自治体で代替案を、国と原案内容の再検討を行うもの
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
42	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	優れた技術等を有し、それらを海外において広く活用しようとする中小企業等に対し、海外特許出願費用等を補助する。	限度額の拡充(理由) 数件の海外特許申請を検討した場合、従来の限度額150万円(1/2補助)では補助では少ない。	特許庁総務課	地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金交付要綱(2011420特第2号)及び実施要領(2011420特第3号)	B	静岡県が提案する医療機器等開発・参入支援事業については、静岡県の中小企業支援センターのいずれかが当庁事業(地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金)を活用すれば、現行制度で対応可能である。 当庁補助事業の概要は以下の通りである。 ①各都道府県等中小企業支援センターが必要と認めた経費の一部について、国(特許庁)から各センターに対して助成を行う。(補助率は1/2で、特許については最大で150万円補助) ②各センターが各地域の中小企業へ助成する条件(限度額等)については国の補助条件の枠内において各センターで柔軟に設定することができる。 例えば、国が150万円の補助を行う際に各センターが同額の150万円を負担することによって中小企業に対し助成する額は300万円となる。 このように当該事業を静岡県の中小企業支援センターのいずれかが活用することによって、御提案いただいた内容(中小企業に対し助成限度額を300万円とする)を現行制度で実現することが可能である。	b	静岡県の中小企業支援センターの活用につきましては、今後も調整を進めます。今後、本県の中小企業支援センターを活用した助成制度が可能となった場合には、補助限度額を150万円から300万円とされることを御検討いただけますようお願いいたします。	指定自治体が表示限度額の拡大について引き続き協議を行う。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】 (7/31時点) <small>(対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)</small>		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) <small>(対応 a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他)</small>		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】: 実現が可能となったもの E: 平成26年度概算要求等の検討がなされるもの F: 見解の相違から協議を一旦終了するもの V: 自治体が再検討又は取り下げるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
42	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	優れた技術等を有し、それを海外において広く活用しようとする中小企業等に対し、海外特許出願費用等を補助する。	限度額の拡充 (理由) 数件の海外特許申請を検討した場合、従来の限度額150万円(1/2補助)では補助では少ない。	B	静岡県が提案する医療機器等開発・参入支援事業については、静岡県の中小企業支援センターのいづれかが当該事業(地域中小企業知財産業戦略支援事業費補助金)を活用することが前提となりますが、補助限度額の引き上げにつきましては、当該事業における中小企業の海外特許出願費用等の現状を調査し、検討してまいります。 補足 現行制度において中小企業に対し補助可能な額は300万円である(例えば、国が150万円の補助を行う際に各センターが同額の150万円を負担することによって中小企業に対し助成する額は300万円となる)。	a	今後、静岡県の中小企業支援センターによる貴庁事業の活用を調整していきます。	経済産業省から、限度額の拡充については、現状を調査し検討する旨の見解が示され、これについて指定自治体が了解していることから協議終了。指定自治体は静岡県内の中小企業支援センターによる事業の活用について引き続き検討すること。	V